



# 国際会計士倫理基準審議会 (IESBA) 会議報告 シドニー会議

2013年9月16日から18日まで、国際会計士倫理基準審議会（IESBA：International Ethics Standards Board for Accountants）の会議が、シドニーにあるオーストラリア勅許会計士協会（Institute of Chartered Accountants Australia）オフィスにて開催された。IESBAは、9か国の公認会計士団体の代表10名（アメリカ、カナダ、オーストラリア、フランス、イタリア、スウェーデン、ザンビア、スリランカから各1名及びイギリス2名）、多国籍監査人委員会（Transnational Auditors Committee）の代表5名、パブリック・メンバー3名（カナダ、スウェーデン、オーストラリアから各1名）のメンバー18名から構成されている。2012年10月からスウェーデンのパブリック・メンバーが、初の非実務家出身のIESBA議長を務めている。

また、各メンバーは1名のテクニカル・アドバイザーを参加させることができ、大半のメンバーはテクニカル・アドバイザーを参加させている。そのほか、公式オブザーバー2名（IESBAの諮問助言グループ（CAG：Consultative Advisory Group）の議長及び日本の金融庁からそれぞれ1名）及び公益監視委員会（PIOB：Public Interest Oversight Board）のメンバー1名並びに国際会計士連盟（IFAC：International Federation of Accountants）事務局が会議に参加している。

今回のシドニー会議は、審議会メンバー15名及び中国・香港の実務的遂行における課題のプレゼンテーション発表者1名を含む総勢30名ほどの参加者があった。筆者は一般オブザーバーとして会議を傍聴した。以下、会議の概要を報告する。

## 1 2013年6月ニューヨーク会議議事録の承認とイントロダクション

議長から、公式オブザーバー、中国・香港の発表者及び新しいIESBAテクニカル・マネジャーの紹介があり、参加できなかったメンバー及びテクニカル・アドバイザーの名前が伝えられた。

その後、前回会議後の活動等の説明があった。具体的には、主に、(a)計画委員会（Planning Committee）が2013年6月のニューヨーク会議の

直後に行われ、国際会計教育基準審議会が進めている職業会計士の定義の改訂案について議論したこと、同年8月には電話会議にて、将来の戦略及び活動計画を議論したこと、このシドニー会議の直後にも会議を持つこと、(b)2013年度末に任期が満了する審議会メンバーが複数人おり、違法行為の疑いへの対応プロジェクト、非保証業務プロジェクト、倫理規程の構造プロジェクト及びPart Cの見直しプロジェクトのタスク・フォース又は作業部会のメンバーに空席が

できるため、各プロジェクトに興味がある審議会メンバーはこの会議中に申し出てほしいこと、(c)CAGと前の週に会議を行い、当会議の議題について議論したこと、(d)PIOBの会議が前の週末に行われ、統治責任者の定義の変更についての承認を行ったこと、(e)来年の審議会のメンバー構成（名前は未公表）について、パブリック・メンバーが増加し、ヨーロッパ及びオーストラリアからのメンバーが減少し、アジアからのメンバーが増加することなどであった。

前回の2013年6月ニューヨーク会議の議事録は、特にコメントなく承認された。

## 2 違法行為の疑いへの対応

違法行為の疑いへの対応プロジェクトのタスク・フォースの議長から、2013年6月ニューヨーク会議で議論された代替案を修正し、「illegal act（違法行為）」という表現について国際監査基準250「財務諸表監査における法令の検討」（ISA250）と平仄をあわせ、「non-compliance with laws and regulations（違法行為）」に変更したこと、社会的影響度の高い事業体（PIE：Public Interest Entity）の監査の場合には開示を要求することなどの変更の説明があった。

メンバーからの主な意見として、セクション225（違法行為の対応に関する、会計事務所等所属の職業会計士に係る規定）について、違法行為に関してISAの用語と平仄をあわせることを支持するが、再公開草案の説明メモにおいて対処すべき違法行為の範囲がより広範になったことを明確化すること、重要でない事項に対しても守秘義務よりも優先できるといった印象を与えることを避けるようにすること、適切な当局への開示に関して、反証可能な推定というコンセプトが、IESBA倫理規程によって規制を受ける職業会計士に対して合理的に期待され得ることに鑑みて、運用可能かどうかを再検討すること、法的助言を求める目的に関して明確化が必要かどうか様々な点において検討すること、職業会計士が職業団体から得られると期待できる助言はどのような種類のものがあるかについても明確化すること、文

書化された証拠書類は法的開示手続を受ける可能性のあることを強調すること、セクション210（職業的専門家の選任に関する、会計事務所等所属の職業会計士に係る規定）について、法律上の守秘義務要求次第ではあるが、後任監査人に前任監査人とコミュニケーションをとることを要求することといった事項が挙げられた。

次の2013年12月ニューヨーク会議において、再公開草案の第一次ドラフトを検討する予定である。

## 3 倫理規程の構造

倫理規程の構造プロジェクトの目的は、IESBA倫理規程の明瞭化及び利便性の改善方法を特定し、それによってIESBA倫理規程の適用、効果的な履行及び一貫した適用を促進する方法をIESBAに提案することである。

当会議において、IESBAは、作業部会から倫理規程の利便性の改善方法に関する調査の予備的分析を受領し、主に、倫理規程の要求事項の可視性を強化すること、倫理規程の要求事項に準拠する責任を明瞭化すること、倫理規程の表現を平易にすること、倫理規程をパッケージしなおすこと及び倫理規程の電子化について議論した。

メンバーからの主な意見として、(a)倫理規程要求事項の可視性の強化について、阻害要因とセーフガードは要求事項に組み込まれるべきである、要求事項とガイダンスは区別して表示してもよいが、ガイダンスが容易に無視されるようにならない方法にすべきである、(b)表現の平易化について、母国語が英語以外の利用

者及び異なる文化的環境の利用者の経験を検討することは有用である、不適切な翻訳につながるような口語的な英語は避けるべきである、ある特定の単語の一般的定義と異なる定義は避けるべきである、(c)倫理規程の電子化について、単なる電子的文書ではなく、その潜在可能性を検討すべきである、電子倫理規程は利用可能性を強化する電子辞書の形式をとるであろうが、ウェブサイトのデザインも検討すべきであるといった事項が挙げられた。

次の2013年12月ニューヨーク会議において、IESBAは作業部会の予備的報告書を受ける予定である。

## 4 上級職員の監査クライアントとの長期にわたる付き合い（パートナー・ローテーションを含む）

現行のセクション290（監査業務及びレビュー業務における独立性）には、監査人の監査クライアントとの長年の関係の結果生じ得る馴れ合い及び自己利益の阻害要因を許容可能な水準まで軽減する手段として、PIEの監査業務の主要な担当社員等（Key Audit Partner）の7年－2年のローテーションが規定されているが、複数の国では追加的な要求又は異なった要求をしているため、現行の規定が依然として適切であるか否か、特に、PIEの監査業務の主要な担当社員等のローテーションの要求にフォーカスして検討することが、上級職員の監査クライアントとの長期にわたる付き合いプロジェクトの目的である。監査事務所ローテーション及び強制入札については、当プロジェクトの検討の対象としていない。

当会議において、IESBAは、主に、職業専門家に影響を与える潜在的な

構造変更、ローテーションの決定への統治責任者の関与、PIEに関して監査業務チームの誰がローテーションの対象になるのか、関与期間及びインターバル期間は何年にすべきか、インターバル期間中に許容される行為、PIEに該当しない組織の監査に関するローテーションの要求の必要性について議論した。

メンバーは当プロジェクトのタスク・フォースに対し、主に以下の事項を検討することを要請した。

- マネジャーのような、監査に直接的影響を持つパートナー以外の職員の役割（ただし、職名には焦点を当てない）
  - ✓ 一般規定において、これら個人のガイダンスを強化すること。
  - ✓ 強制ローテーションは、パートナー以外に広げるべきではないが、主要な担当社員等になる前に関与した時間は、合計関与時間に関して、どのように考慮し得るか。
- インターバル期間とその期間中の個人的な役割
  - ✓ 現行の2年のインターバル期間は短すぎると考えられること。
  - ✓ 監査に影響を与え得るような役割や活動に個人は関与できないこと。
  - ✓ インターバル期間中の監査クライアントとの個人的な関わりは非常に限定的であるべきこと。
  - ✓ PIE以外の組織に強制ローテーションの要求を広げるべきではないこと。

今回の2013年12月ニューヨーク会議では、これらの論点の検討を継続する予定である。

## 5 新たな問題とアウトリーチ・プロジェクト

IESBAは、新たな問題とアウトリーチを取り扱うプロセスについて、作業部会による提案を議論し、幅広く支持することを確認した。

メンバーからの主な意見として、これらのプロセスは、重複を避けられるように、IFAC内で作成されたマテリアルを活用すべきである、このプロセスを支援するのに必要なリソース量に懸念があり、軽量なりソースアプローチの重要性を認識すべきであるといった事項が挙げられた。

今回の2013年12月ニューヨーク会議では、提案されたプロセスの修正、新たな問題とアウトリーチ活動を監視する無期限の作業部会の付託事項案を検討する。

## 6 倫理規程のPart C（企業等所属の職業会計士に対する規程）の見直し

倫理規程のPart Cの見直しプロジェクトでは、以下の領域を優先的に検討することとされている。

- 非倫理的行為又は違法行為に関わることの上司からの圧力
- 経済取引について、忠実に表示する財務報告の作成及びその関連事項に対する企業等所属の職業会計士の責任
- 便宜を図ってもらうための支払金、賄賂

当会議において、IESBAは、非倫理的行為、違法行為やその他関連事項に関わらせようとする上司等からの圧力の論点に対処する倫理規程の新しいセクション案について議論し、主に、ガイダンスの対象範囲、及び当該論点への阻害要因とセーフガードのアプローチの採用について議論

した。

その結果、他者からの圧力への対処については新しいセクションを設けること、現在のセクション340がカバーする範囲（財務報告や意思決定に関する金銭的利得）はそのままにすること、ガイダンスは、非倫理的及び不法行為というよりむしろ、法令規則の準拠性違反に陥るような圧力に対処すること、不当な圧力は主観的であるので、不当な圧力の禁止については注意が必要であること、阻害要因とセーフガード・アプローチがこのセクションでも有用か検討することといった事項が、暫定的に結論付けられた。

今回の2013年12月ニューヨーク会議にて、情報の作成及び報告の論点について議論する予定である。

## 7 非保証業務

IESBAは、タスク・フォースから提出されたセクション290（監査業務及びレビュー業務における独立性）及びセクション291（その他保証業務の独立性に係る非保証業務）の規定を見直すプロジェクト提案を承認した。プロジェクト提案には、以下の3項目が含まれている。

- 経営者の責任
- 反復及び機械的な業務
- 記帳代行や税務サービスの緊急時の例外規定

IESBAは、非監査業務及び関連事項に関する見解や立場を詳述するような文書に入れるべき項目について議論した。

今回の2013年12月ニューヨーク会議にて、上記3つの事項に関する倫理規程の改訂案の第一次ドラフトを検討する予定である。

## 8 将来の戦略及び活動計画

IESBAは、監査品質に関連して、国際監査・保証基準審議会（IAASB：International Auditing and Assurance Standards Board）の監査品質プロジェクトから挙げられている多くの事項で、IESBAの将来の戦略及び活動計画に影響しそうな事項について議論した。これらの事項には、監査人に適用される倫理規程の基本原則のいくつかについて適用を広げるための追加的ガイダンスの必要性、株主や規制当局に関する監査人により共有されている情報や、監査人変更時に監査人の間で共有される情報、監査事務所のカバナンスに関するガイダンスの必要性と当該ガイダンスを誰が開発すべきか、監査の失敗の根本的原因を分析するプロセスの必要性が含まれる。

IESBA計画委員会は、これらの事項に関する進め方を検討する予定である。

IESBAは、将来の戦略及び活動計画 2015-2018のコンサルテーションペーパーの第一次ドラフトを議論した。このコンサルテーションペーパーは、IESBAの将来戦略、2015年～2018年におけるテーマの提案、潜在的な活動及び優先項目を記載したものである。IESBAは、2013年12月ニューヨーク会議で承認を受けるべく、コンサルテーションペーパーの修正を検討する予定である。

## 9 その他の議題等

上記のほか、中小監査事務所（SMP：Small and Medium Practices）委員会とIESBAの連絡活動の原則に

関する検討を行い、2011年10月の中小企業及び中小監査事務所の報告についてアップデートを受けた。

また、香港勅許会計士である中小監査事務所委員会のメンバーから、中国・香港における倫理規程の実務的問題に関するプレゼンテーションを受けた。

## 10 次回の会議

今回は、2013年12月4日から6日まで、ニューヨークで開催される予定である。

（日本公認会計士協会・常務理事  
染葉真史）

\* 必須研修科目「職業倫理」研修教材

教材コード J 0 1 0 0 8 7

 研修コード 1 0 0 1

履修単位 1単位